

「短期入所生活介護センター鹿寿苑」重要事項説明書

鹿寿苑は、まごころのこもったサービスと安心して暮らせる施設を目指します。

「気付きと行動」「責任」「地域交流」

当事業所は介護保険の指定を受けています。

石川県指定 第1771600051号

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス、指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
◎ 苦情の受付について	15

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人鹿南福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 石川県鹿島郡中能登町西馬場工部56番地 |
| (3) 電話番号 | 0767-72-2600
72-3900 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 杉本 栄蔵 |
| (5) 設立年月 | 平成2年8月8日 |

2. 事業所の概要

- | | | |
|------------|-----------------|---------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所 | ・平成12年3月15日指定 |
| | 介護予防短期入所生活介護事業所 | ・平成18年4月1日指定 |
| | 石川県1771600051号 | |

※当事業所は特別養護老人ホーム鹿寿苑に併設されています。

(2) 事業所の目的 要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。

(3) 事業所の名称 短期入所生活介護センター鹿寿苑

(4) 事業所の所在地 石川県鹿島郡中能登町西馬場エ部56番地

(5) 電話番号 0767-72-2600

(6) 管理者氏名 三浦 真由美

(7) 当事業所の運営方針

要介護状態又は要支援状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供に当たるとともに、家族の負担軽減を図ります。

(8) 開設(サービス開始)年月 平成12年4月1日

(9) 通常の事業の実施地域 鹿島郡中能登町

(10) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日 9:30～17:00

(11) 利用定員 10人/日

(12) 居室等の概要

短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護の利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は4人部屋又は2人部屋となります。どちらかを希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋(多床室)	21室	洗面設備 有
4人部屋(多床室)	12室	洗面設備 有
合計	33室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 移動式平行棒・プラットホーム 訓練用腰掛け・歩行訓練用階段
浴室	2室	電動型昇降浴槽・車椅子入浴装置
医務室	1室	
静養室	2室	

*居室以外の施設・設備の利用にあたり、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています

職 種	職務の内容	常勤換算	指定基準
1. 管理者	業務の一元的管理	1名	1名
2. 介護職員(兼務)	介護業務	4名	4名
3. 生活相談員(兼務)	生活相談及び指導	1名	1名
4. 看護職員(兼務)	心身の健康管理 口腔衛生と機能チェック及び指導 保健衛生管理	1名	1名
5. 機能訓練指導員(兼務)	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名	1名
6. 医師(非常勤)	健康管理及び療養上の指導	2名	必要数
7. 管理栄養士(兼務)	食事の献立作成・栄養指導等	2名	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週土曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00～ 8:30 7名 日中： 8:30～19:00 8名 夜間：17:00～翌9:00 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 2名 早朝： 8:00～ 8:30 1名

☆特別養護老人ホームの勤務体制を掲載。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 - (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

〈サービスの概要〉

① 食 事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00 おやつ 15:00～16:00

食事時間や食事場所については、ご契約者のその時々状況に合わせて配慮します。

② 口腔ケア

- ・歯周疾患、誤嚥性肺炎予防及び口腔機能の改善を目的に、毎食後口腔ケアを行います。

③ 入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・身体状況に応じた浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排 泄

- ・排泄の自立のため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度及び介護負担割合に応じた自己負担額に
居室と食事に係る基準費用額及び負担限度額の合計金額をお支払い下さい。

多床室・自己負担額

(1日当りの利用料金)

ご契約者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 短期入所生活介護費	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
2 サービス提供体制 強化加算Ⅱ	18 円		18 円				
3 夜勤職員配置加算	—		13 円				
4 送迎加算 (往復)	368 円		368 円				
5 介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	117 円	133 円	140 円	150 円	160 円	170 円	180 円
6 サービス利用計 1割負担	954 円	1,080 円	1,142 円	1,221 円	1,304 円	1,384 円	1,463 円
7 サービス利用計 2割負担	1,908 円	2,159 円	2,285 円	2,442 円	2,608 円	2,768 円	2,925 円
8 サービス利用計 3割負担	2,863 円	3,239 円	3,427 円	3,663 円	3,912 円	4,152 円	4,388 円
9 居室に係る 自己負担額	915 円 (基準費用額)						
10 食事に係る 自己負担額	1,730 円		内訳:		朝食 400 円	昼食 750 円	夕食 580 円
11 自己負担額合計 1割負担(6+9+10)	3,599 円	3,725 円	3,787 円	3,866 円	3,949 円	4,029 円	4,108 円
12 自己負担額合計 2割負担(7+9+10)	4,553 円	4,804 円	4,930 円	5,087 円	5,253 円	5,413 円	5,570 円
13 自己負担額合計 3割負担(8+9+10)	5,508 円	5,884 円	6,072 円	6,308 円	6,557 円	6,797 円	7,033 円

☆ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ (加算率14.0%)

加算額は、1か月の利用料金(居室・食費に係る自己負担額は除く)に

加算率を乗じた金額の1円未満を四捨五入した金額となります。

そのため、料金表の1日当りの金額に利用日数を乗じた金額と誤差が生じる場合があります。

また、送迎の有無によっても金額がこととなります。

☆療養食加算

医師の指示に基づく栄養食を提供する場合 (1食あたりの料金/1日3食限度)

	1割負担	2割負担	3割負担
療養食加算	8円	16円	24円

☆緊急短期入所受入加算

1日あたり90円

介護を行う家族等が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により自宅で介護を行うことができない場合、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない場合。

原則7日間を限度、介護を行う家族の疾病等の場合は14日を限度とします。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。なお、介護保険負担限度額認定を受けていない場合には、基準費用額の金額をいったんお支払いいただきます。認定後自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。

当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、居住費・食費の負担が軽減されます。

対 象 者		区 分	多床室 (相部屋)	食 費
生活保護受給者		利用者負担段階 1	0 円	300 円/日
市町村 民税世 帯全員 が	高齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担段階 2	430 円/日	600 円/日
	利用者負担第 2 段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円超 120 万円未満の方など)	利用者負担段階 3 ①	430 円/日	1,000 円/日
	利用者負担第 2 段階以外の方 (課税年金収入が 120 万円超の方など)	利用者負担段階 3 ②	430 円/日	1,300 円/日
上記以外の方		利用者負担段階 4	915 円/日 (基準費用額)	1,730 円/日

(2) 介護保険の基準外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

区 分	金 額	内 容
1. 特別な食事代	実費	希望によって特別な食事を提供した場合
2. 新聞代	実費	希望によって提供した場合
3. レクリエーション等の経費	実費	趣味活動の材料費、外出の際の入場料等
4. 医療費等	実費	病院・歯科医院での診察、投薬等
5. 電化製品等電気使用料	40 円/日	テレビ・ラジカセ・電気毛布等の電化製品使用の場合 (1 台につき)

① 食事

ご契約者に提供する食事に要する費用です。 1 日あたり 1,730 円

朝食	昼食	夕食
400 円	750 円	580 円

②理髪 [理髪サービス]

月に 2 回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

(1 回あたりの料金)

カットのみ	顔そりのみ	カットと顔そり
2,500 円	1,000 円	3,500 円

③複写物の交付

1枚につき

10円

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護給付費対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤介護保険給付・介護予防給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付・介護予防給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、次の通りお払い下さい。1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月24日までに以下の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

○金融機関口座からの自動引き落とし

金融機関：最寄りの金融機関をご利用できます。

引落日：金融機関により引き落としの日が異なりますので、請求書をご確認ください。
(24日が金融機関の休業日の場合は、翌金融機関営業日に引き落としとなります。)

○その他のお支払い：クレジットカード、電子マネー等でのお支払いはご利用できません。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者に出してください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の自己負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て

建物の延べ床面積 短期入所生活介護センター（特別養護老人ホーム）

4, 164. 01㎡

(2) 実施事業

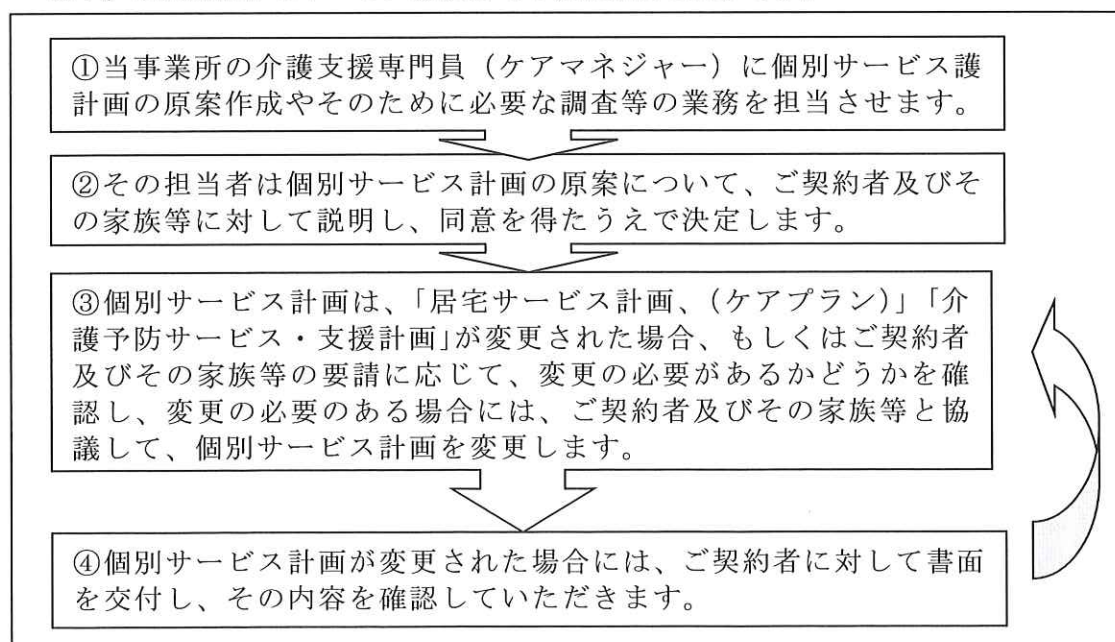
当法人では、次の事業を実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成 12 年 4 月 1 日指定	定員 90 名
[通所介護]	平成 12 年 3 月 15 日指定	定員 25 名
[介護予防・日常生活支援総合事業通所サービス（第 1 号通所介護）]		
	平成 29 年 4 月 1 日指定	
[訪問入浴介護]	平成 12 年 3 月 15 日指定	
[認知症対応型共同生活介護]	平成 12 年 3 月 15 日指定	定員 9 名
[介護予防認知症対応型共同生活介護]	平成 18 年 4 月 1 日指定	
[地域密着型介護老人福祉施設]	平成 26 年 9 月 1 日指定	定員 29 名
[居宅介護支援事業]	平成 11 年 11 月 1 日指定	
[予防介護支援事業]	平成 18 年 4 月 1 日指定	
[配食サービス]	平成 5 年 4 月 1 日	

(3) 事業所の周辺環境 中能登町の中心に位置し、公共交通機関の便利さや緑豊かな中能登町運動公園に隣接する恵まれた環境にあります。

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」「介護予防サービス・支援計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



3. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

（1）持ち込みの制限

利用にあたり、他人に危害や迷惑を及ぼすものを持ち込むことはできません。

（2）施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（3）喫煙

事業所内の喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	所在地
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4
恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地
なかお内科医院	中能登町良川ルー4-1
かじ内科クリニック	中能登町二宮ホ部210-1
和泉歯科医院	中能登町一青ま33

5. 事故発生時の対応

利用中に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 緊急時における対応

事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡等の措置を行うとともに、管理者に報告します。

7. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 非常災害対策について

当施設において、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、訓練等を行います。

9. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

職員に対しては、業務継続計画について周知するとともに、定期的な研修及び訓練の実施、また、定期的な業務継続計画の見直し、必要に応じた変更を行います。

10. 身体拘束の禁止について

原則、ご契約者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご契約者及び身元引受人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持について

ご契約者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して職員の人権意識や知識の向上に努め、ご契約者の権利擁護に取り組みます。

また、虐待防止に関する担当者を選定し、虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底します。

サービス提供中に職員または養護者（養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる状況を発見した場合は、速やかに、これを町に通知します。

12. 第三者評価の実施状況について

実施状況：無

13. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 |
|--|

- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の２日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」「介護予防サービス・支援計画」が変更された場合（一部解約はできません）
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

◎苦情受付について

当事業所における苦情やご相談は以下で受け付けます。また、特別養護老人ホーム鹿寿苑正面玄関及び喫茶コーナーの苦情受付ボックスにても受け付けています。

《鹿寿苑苦情解決組織》

役 職 名	氏 名	備 考	住 所
第三者委員	土屋 哲雄	評議員選任・解任委員	中能登町金丸又を部 2 番地 2 Tel 72-3436
〃	平野みつ子	評議員選任・解任委員	中能登町黒氏 9 部 136 番地 Tel 090-4324-1852
苦情解決責任者 苦情受付担当者 (総合受付)	三浦 真由美 二宮 佳代	鹿寿苑理事・施設長 事務次長兼在宅サービス課 課長	中能登町西馬場エ部 56 番地 Tel 72-2600 72-2600
(特養受付) (グループホーム受付) (在宅受付)	宮島 万恵 谷内 美智江 瀬戸川由希	施設サービス課 課長 地域密着型施設 サービス課グループホーム 主任 在宅サービス課 居宅介護支援 主任	72-2600 〃 Tel 72-3900
(第二鹿寿苑)	竹林 明美	地域密着型施設サービス課 第二鹿寿苑 課長	中能登町西馬場エ部 64 番地 Tel 72-3303

《行政機関その他苦情受付機関》

中能登町長寿福祉課	所在地	鹿島郡中能登町能登部下 9 1 部 2 3 番地 Tel (0767) 72-3133 FAX (0767) 72-3794
中能登町高齢者支援センター	所在地	鹿島郡中能登町能登部下 9 1 部 2 3 番地 Tel (0767) 72-2697 FAX (0767) 72-3794
石川県社会福祉協議会	所在地	金沢市本多町 3-1-10 Tel (076) 224-1212 FAX (076) 222-8900
石川県国民健康保険団体連合会	所在地	金沢市幸町 1 2 番地 1 号石川県幸町庁舎 Tel (076) 261-5191 FAX (076) 261-5148